

妊婦のための支援給付事業概要

1 事業目的

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行されるところ、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

なお、本事業は出産・子育て応援給付金として令和4年度末から実施されている予算事業を国において法定化し、対象を妊婦として実施する事業である。

2 給付事業対象と内容（妊婦給付認定者）

(1) 妊娠届出をした方（妊婦であることを申請した方について5万円）

(2) 出産等をされた方（胎児または子どもの数毎に5万円）

※ 現金又は希望者には電子ギフトで給付

3 予算額

(1) 歳出 125,872千円

ア 会計年度任用職員報酬	4,131千円
イ 職員手当等	1,181千円
ウ 需用費	264千円
エ 役務費	296千円
オ 妊婦のための支援給付事業支援委託料	20,000千円
カ 妊婦のための支援給付金	100,000千円

(2) 歳入 125,871千円

ア 妊婦のための支援給付費補助金（国庫）	2,935千円
イ 妊婦のための支援給付交付金（国庫）	100,000千円
ウ 東京都とうきょうママ・パパ応援事業	21,469千円
エ 妊婦のための支援給付費補助金（都）	1,467千円

4 事業開始予定日

令和7年4月1日